

有機農業の現状

有機農業

「有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである」（コーデックス委員会：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。）

「『有機農業』とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号））

有機農業の取り組み面積は、23,000ha
(全耕作面積の0.5%)

有機農産物の日本農林規格をみたす「有機農業」

- ・化学合成農薬・化学肥料不使用
- ・使用禁止資材の不使用
/ 飛来防止措置実施
- ・種付け前等 2年以上の
化学合成農薬等不使用
- ・組換えDNA技術の不使用 等

有機農業推進法の「有機農業」

- ・化学合成農薬・化学肥料不使用
- ・組換えDNA技術の不使用

特別栽培農産物

- ・化学合成農薬
- ・化学肥料の使用量を慣行より半減

その他環境保全型農業
慣行農業

全耕作面積の1%を目標としています

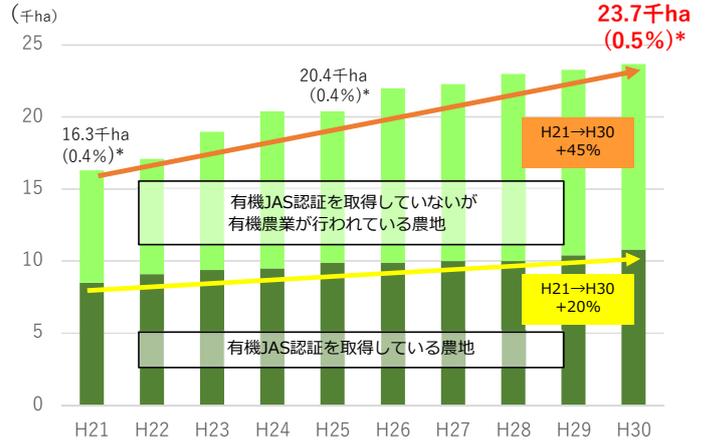
- 有機JAS認証を取得している農地
- 有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地

有機農産物
(1.0万ha)

有機農業により
生産された農産物
(1.3万ha)

特別栽培農産物
(12万ha)

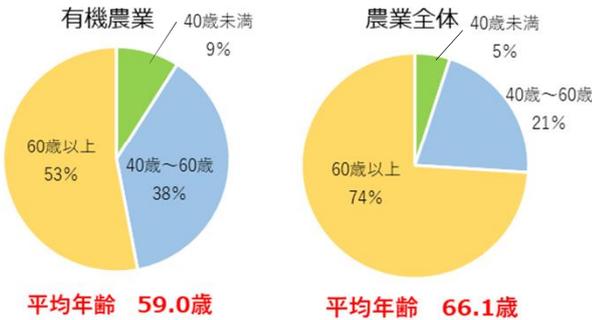
その他環境保全型農業
慣行農業



日本の有機農業の取組面積

* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。
※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計

有機農業に取り組んでいる農家数の平均年齢・年齢構成
(農林水産省農業環境対策課作成)



資料：平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書
2010年世界農林業センサス（基幹的農業従事者）

総生産量に対する有機JAS（国内）の割合*（H30）

区分	総生産 (千 t)	格付数量 (国内) (t)	有機JASの割合*
野菜	11,306	45,839	0.41%
果実	2,833	2,805	0.10%
米	8,208	8,635	0.11%
麦	940	766	0.08%
大豆	211	1,143	0.54%
緑茶（荒茶）	81.5	4,970	6.10%

*各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合
※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」、作物統計調査「平成30年度工業農作物の収穫量（茶）」をもとに農業環境対策課作成（令和2年9月に平成30年度の有機大豆の格付数量が訂正されたことを踏まえ記載修正）

有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができる。



認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできない。

「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」には、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・は種又は種付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないことなどが記載されている。

有機農業者の平均年齢は農業全体に比べ7歳程度若く、約半数が60歳未満。慣行栽培より労力がかかる傾向はあるものの、慣行栽培農家の約6割が有機栽培や特別栽培等へ取り組みたいとの意向があり、流通加工業者の約4割が有機農作物等の需要が拡大すると考えている。

出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（H28年2月）等

